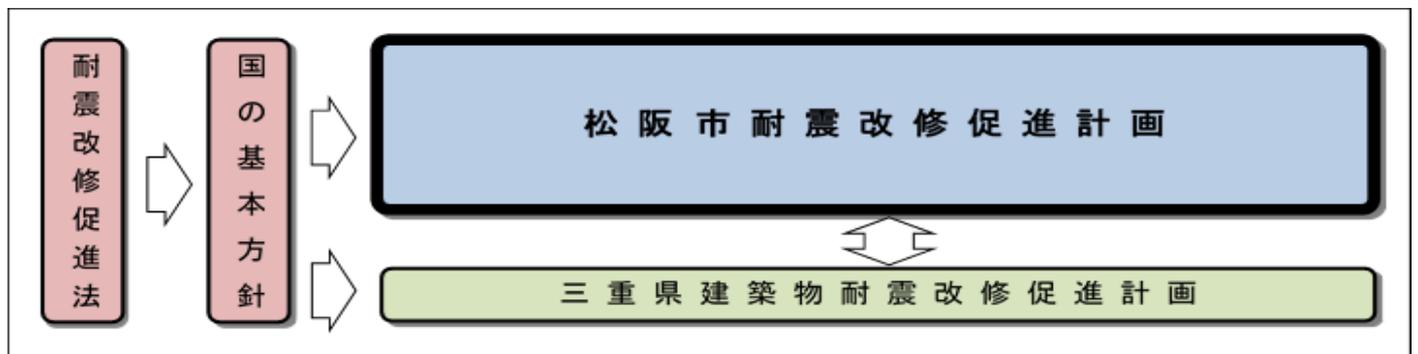
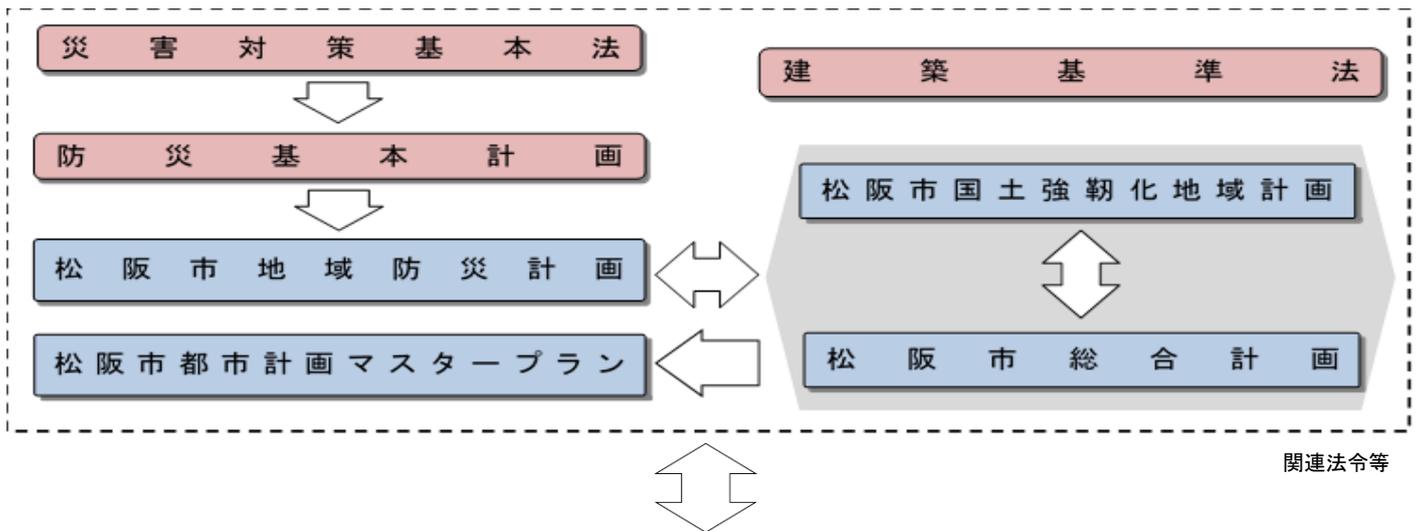


1 計画策定の背景

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という）第6条に基づく、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るためのものです。

南海トラフ地震等の大地震発生の切迫性が指摘されるなか、国の定めた基本的な方針（平成18年国交省告示第184号）を踏まえ、建築物における計画的かつ緊急な耐震化を推進するための取組方針や計画目標を定めており、松阪市耐震改修促進計画[当初計画]（平成22~27年度）、松阪市耐震改修促進計画[第一次計画]（平成28~令和3年度）に引き続く、計画となります

2 計画の位置づけ



3 計画の基本事項

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震化のための方針や目標、目標を達成するための具体的な施策を定め、建物所有者、県、市町及び関係団体などそれぞれの主体が施策に取り組むことにより、市内における地震による建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命、身体そして財産を守ることを目的としています。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

- ① 対象区域 : 松阪市全域
- ② 計画期間 : 令和4年4月から令和8年3月までの4年間
- ③ 対象建築物 : 全ての建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築された住宅及び特定の建築物*を対象に耐震化を図ります。

* 特定の建築物とは、特定既存耐震不適格建築物（法第14条）及び要安全確認計画記載建築物（法第7条）をいい、それらには要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）も含まれます。

4 計画の目標

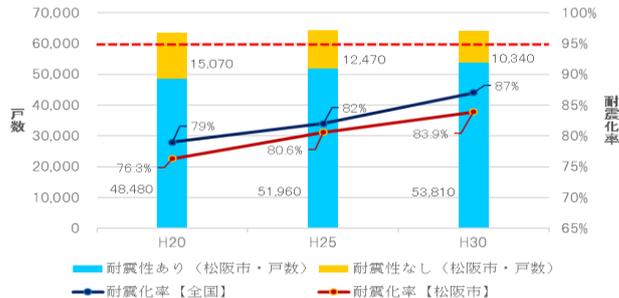
(1) 住宅の目標

目標1 住宅の耐震化 目標：耐震化率 89%以上 (R2 年度推計 85.1%)

参考指標：旧耐震基準の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数 指標：耐震化未実施率 39.5%以下 (R2 年度末推計値：51.6%)

除却戸数、新築戸数、耐震補強戸数等の関係数値が現状のまま今後も推移すると、令和7年度末の耐震化率は87.3%と推定され、そこに国・県・市町、関係団体等と連携した取組による効果を踏まえ、令和7年度末の目標値は89.0%とします。

なお、これまでの県独自の指標である耐震化未実施率(目標39.5%)は、参考指標とします。



【図1】松阪市及び全国の耐震化率等の推移

松阪市における住宅戸数	R2 年度 第一次計画時の 想定数値	R2 年度 現時点での推 定値
住宅総数	67,740	65,050
耐震性のある住宅戸数(①+②)	57,200	55,350
耐震化率(目標)	84.4%	85.1%
昭和56年以降建築①	51,550	50,400
耐震化未実施率(参考指標) (平成25年度比)(③/18,440)	57.2%	52.6%
昭和55年以前建築の住宅総数	16,190	14,650
耐震性あり②	5,650	4,950
耐震性なし③	10,540	9,700

R7 年度 年4戸の補強補助 (現状並み)で推移し た場合 【参考】	R7 年度 年70戸の補強補助、 年1,000件の除却補助が 実現した場合 【参考】	R7 年度 年16戸の補強補助、 年350戸の除却補助が 実現した場合 【目標】
67,440	63,840	66,440
58,900	60,640	59,160
87.3%	95.0%	89.0%
54,400	54,400	54,400
46.3%	17.3%	39.5%
13,040	9,440	12,040
4,450	6,250	4,760
8,540	3,190	7,280

(2) 特定の建築物の目標

目標2 公共建築物の耐震化 目標：耐震化率 100% (市有施設の建築物の耐震化 現状値：100%)

市が所有する多数の者が利用する建築物について、令和3年度末時点で耐震化が完了しており、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。

目標3 民間建築物の耐震化(用途分類A、B) 目標：耐震化率 95% (R2年度末：89.0%)

民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物の耐震化を優先するため、用途分類A(社会福祉施設、避難施設や医療救護施設等)及びB(不特定多数が避難施設として使用する可能性のある施設)を目標の対象とし、その目標は耐震化率95%とします。

年度	用途分類	建築物総数	建築物総数		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
R2	A	80	74	6	92.5%
	B	20	15	5	73.6%
	計	100	89	11	89.0%

(単位：棟)

目標 4 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化

目標：耐震改修等実施率 100%

(現状値：100%)

対象は、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、学校、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等などの要緊急安全確認大規模建築物です。平成 29 年 1 月に耐震診断の結果とともに施設を公表しており、令和 3 年度末時点で耐震化が完了していることから、それらの建築物の適切な維持管理に努めます。

年度	対象	耐震性						耐震改修等 実施率 ※	
		耐震性 あり	耐震性 なし	耐震補強設計 中、又は完了		耐震改修工 事着手	改修方法 検討中		耐震改修工事完 了(除却含む)
	a=b+c	b	c	d	e	f	g	(b+g)/a	
R2	県所管	1	1	0	0	0	0	0	100 %
	市所管	10	9	1	0	0	0	1	100 %
	全 体	11	10	1	0	0	0	1	100 %

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

(単位：棟)

目標 5 道路を全閉塞するおそれのある避難路沿道建築物の耐震化

目標：対象物件 3 件中 2 件

(現状値：0件)

地震により建築物が倒壊すると、道路を閉塞するおそれがあることから、災害発生時に特に重要な拠点となる施設を広域的に結ぶ第一次緊急輸送道路を、耐震診断義務化路線として指定しています。

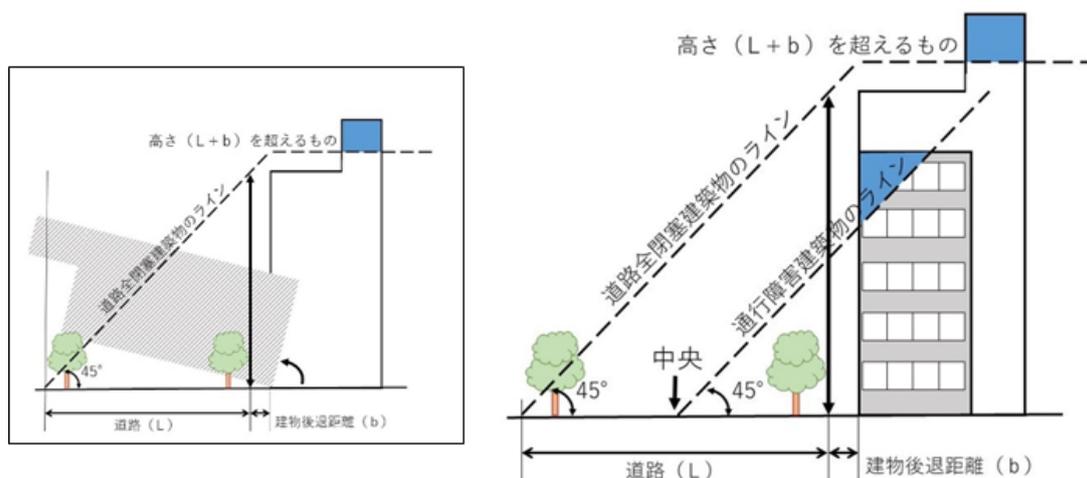
その沿道の耐震診断義務付け対象となる建築物は市内で 18 棟ありますが、なかでも倒壊時の影響が特に大きい、道路全面を閉塞するおそれのある避難路沿道建築物 3 件中 2 件の耐震改修等実施を目標とします。

年度	義務化 路線沿道 建築物	耐震診断 済み					除却等	未診断	耐震改修等 実施率	
		耐震性 あり	耐震性 なし	耐震補強設計 完了		耐震改修工事 完了				
	a	b	c	d	e	f	g	h	(c+f+g)/a	
R2	市所管	3	3	0	3	0	0	0	0	0 %

※市所管とは、耐震改修促進法の規定により所管行政庁が市となるものを指します。

(単位：棟)

【図 2】倒壊した場合に道路を全閉塞する恐れのある避難路沿道建築物



5 建築物の耐震化のための施策

